



宮 崎 県 公 報

平成19年12月20日 (木曜日) 第 1941 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○民有林の保安林の指定 (3 件) …………… (自然環境課) 1	
○道路の区域の変更 (9 件) …………… (道路保全課) 1	
○道路の供用の開始 (9 件) …………… (“) 4	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 7	
○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第69 条第 1 項に規定する県営住宅の駐車場の使用料 (“) 7	

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (生活・文化課) 8	
○第一種市街地再開発事業の事業計画の変更認可 (建築住宅課) 8	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3 分の1の数…………… 8	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分 の1の数…………… 8	
○宮崎海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する 者の総数の3分の1の数…………… 8	
海区漁業調整委員会指示	
○漁業法に基づく指示…………… 9	

告 示

宮崎県告示第 983号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、
次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成19年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字古野山
733-2 (次の図に示す部分に限る。)、728-1、729-1、
729-3、730-1、730-3、731-1、731-3、732-1、
732-3、733-1、733-3、733-4、733-7、733-9、
733-10、733-12、734-1、734-2、735、736-1、7
37、字栗の尾 781、782-1、782-4、783-1、783-3、
783-5、784-1、784-3、785-1、785-3、786-1、
786-4、786-7、786-9、790、800、803、806、807
-1、807-3、807-5、807-6、807-14、809、813、
814-1、814-2、815-1、815-3、816-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字古野山 733-2・735 (以上 2 筆について、次の図に示
す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡
以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関
係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並び
に諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 984号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、
次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成19年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字本城字野地 3-1 から
3-7 まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字野地 3-1・3-2 (以上 2 筆について、次の図に示す
部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡
以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関
係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並び
に串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 985号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、
次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成19年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区田代字登り
尾 11629-1・字崩ノ内 11636 (以上 2 筆について次の図に示す
部分に限る。)、諸塚村大字七ツ山字大椎谷4672-3、字高八重
4714-3

2 指定の目的 土砂の流出の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 字大椎谷4672-3・字高八重4714-3 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)、字登り尾 11629-1、字崩ノ内 11636
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東白杵農林振興局並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 986号
 道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、関係図面は、平成19年12月20日から平成20年 1 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成19年12月20日
 宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東白杵郡諸塚村大字家代字ヲソノ崎4337番7地先から同郡同村同大字同字4337番4地先まで	旧	42.9 ~ 51.9	27.7
				新	43.5 ~ 52.3	27.7
			東白杵郡諸塚村大字七ツ山字方川966番3地先から同郡同村同大字同字 966番3地先まで	旧	23.4 ~ 27.2	14.0
				新	25.8 ~ 27.2	14.0
			東白杵郡諸塚村大字家代字神山6208番7地先から同郡同村同大字同	旧	34.3 ~ 60.9	143.8
				新	48.6 ~ 76.8	143.8

			字6206番1地先まで			
--	--	--	-------------	--	--	--

宮崎県告示第 987号
 道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、関係図面は、平成19年12月20日から平成20年 1 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成19年12月20日
 宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東白杵郡諸塚村大字家代字サコ山4811番2地先から同郡同村同大字同字4815番1地先まで	旧	12.1 ~ 35.4	252.6
				新	12.1 ~ 39.2	252.6
			東白杵郡諸塚村大字家代字山師ノ小原2570番3地先から同郡同村同大字同字2570番6地先まで	旧	19.4 ~ 22.7	59.0
				新	23.8 ~ 32.8	59.0

宮崎県告示第 988号
 道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、関係図面は、平成19年12月20日から平成20年 1 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成19年12月20日
 宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東白杵郡椎葉村大字大河内字尾崎336番1地先から同郡同村同大字同字 339番1地先まで	旧	5.0 ~ 9.0	43.0
				新	18.2 ~ 24.4	43.0

			東白杵郡椎葉村大字大河内字吐野々 474番1地先から同郡同村同大字同字 474番79地先まで	旧	4.7 ~ 14.3	123.6
				新	4.7 ~ 19.5	123.6
				東白杵郡椎葉村大字大河内字吐野々 477番41地先から同郡同村同大字同字 477番41地先まで	旧	7.8 ~ 20.3
				新	9.2 ~ 24.0	62.6

宮崎県告示第 989号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月20日から平成20年 1 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	国道 388号	東白杵郡椎葉村大字大河内字吐野々 477番41地先から同郡同村同大字同字 477番41地先まで	旧	9.7 ~ 14.5	21.4
				新	19.3 ~ 29.0	21.4

宮崎県告示第 990号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月20日から平成20年 1 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	国道 503号	東白杵郡諸塚村大字七ツ山字焼野 4584番 2 地先から同郡同村同大字同字4584番 2 地先まで	旧	4.6 ~ 5.3	23.7
				新	7.7 ~ 8.4	23.7
			東白杵郡諸塚村大字七ツ山字柳ノ迫7831番 1 地先から同郡同村同大字同字7831番 1 地先まで	旧	7.5 ~ 10.3	25.0
				新	28.9 ~ 47.0	25.0

宮崎県告示第 991号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月20日から平成20年 1 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	国道 503号	東白杵郡諸塚村大字七ツ山字柳ノ迫7833番 5 地先から同郡同村同大字字一ノ瀬7840番 1 地先まで	旧	10.9 ~ 30.5	30.0
				新	16.4 ~ 43.5	30.0
			東白杵郡諸塚村大字七ツ山字一ノ瀬7840番 1 地先から同郡同村同大字同字7840番 1 地先まで	旧	13.0 ~ 14.8	17.4
				新	14.7 ~ 16.0	17.4

宮崎県告示第 992号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月20日から平成20年 1 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字家代字高椎3357番7地先から同郡同村同大字同字3357番9地先まで	旧	5.0 ~ 10.5	153.3
				新	5.0 ~ 18.4	153.3
			東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字栲尾6913番3地先から同郡同村同大字同字6913番7地先まで	旧	4.4 ~ 6.3	127.1
				新	4.4 ~ 12.0	127.1

宮崎県告示第 993号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月20日から平成20年 1 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字栲尾6923番3地先から同郡同村同大字同字6924番3地先まで	旧	4.9 ~ 6.3	38.1
				新	7.4 ~ 9.7	38.1
			東臼杵郡諸塚村大字七	旧	3.9 ~ 5.8	89.7

			ツ山字大滝ノ元7445番1地先から同郡同村同大字同字7445番1地先まで	新	3.9 ~ 13.0	89.7
--	--	--	--------------------------------------	---	------------	------

宮崎県告示第 994号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月20日から平成20年 1 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字大滝ノ元7441番3地先から同郡同村同大字同字7441番5地先まで	旧	5.0 ~ 5.8	29.1
				新	5.1 ~ 13.0	29.1
				旧	4.7 ~ 5.3	27.8
			東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字村ノ向エ7563番1地先から同郡同村同大字同字7540番1地先まで	新	4.7 ~ 10.5	27.8
				旧	7.0 ~ 8.7	30.1
				新	11.7 ~ 13.9	30.1

宮崎県告示第 995号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月20日から平成20年 1 月 4 日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成19年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字ヲソノ 崎4337番7 地先から同 郡同村同大 字同字4337 番4地先ま で	平成19年12月20日
			東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字方川 966番3地 先から同郡 同村同大字 同字 966番 3地先まで	
			東臼杵郡諸 塚村大字家 代字神山62 08番7地先 から同郡同 村同大字同 字6206番1 地先まで	

宮崎県告示第 996号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道
路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月20日から平成20年 1 月 4 日まで
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字サコ山 4811番2地 先から同郡 同村同大字 同字4815番	平成19年12月20日

			1地先まで	
			東臼杵郡諸 塚村大字家 代字山師ノ 小原2570番 3地先から 同郡同村同 大字同字25 70番6地先 まで	

宮崎県告示第 997号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道
路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月20日から平成20年 1 月 4 日まで
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字尾崎 336番1地 先から同郡 同村同大字 同字 339番 1地先まで	平成19年12月20日
			東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字吐野 々 474番1 地先から同 郡同村同大 字同字 474 番79地先ま で	
			東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字吐野 々 477番41 地先から同 郡同村同大 字同字 477 番41地先ま で	

宮崎県告示第 998号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月20日から平成20年 1 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字吐野 々 477番41 地先から同 郡同村同大 字同字 477 番41地先ま で	平成19年12月20日

宮崎県告示第 999号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月20日から平成20年 1 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 5 03号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字焼野 4584番 2 地 先から同郡 同村同大字 同字4584番 2 地先まで	平成19年12月20日
			東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字柳ノ 迫7831番 1 地先から同 郡同村同大 字同字7831 番 1 地先ま で	

宮崎県告示第1000号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月20日から平成20年 1 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 5 03号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字柳ノ 迫7833番 5 地先から同 郡同村同大 字字一ノ瀬 7840番 1 地 先まで	平成19年12月20日
			東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字一ノ 瀬7840番 1 地先から同 郡同村同大 字同字7840 番 1 地先ま で	

宮崎県告示第1001号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月20日から平成20年 1 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字高椎33 57番 7 地先 から同郡同 村同大字同 字3357番 9 地先まで	平成19年12月20日
			東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字梶尾	

6913番3地
先から同郡
同村同大字
同字6913番
7地先まで

同郡同村同
大字同字74
41番5地先
まで

東臼杵郡諸
塚村大字七
ツ山字村ノ
向エ7563番
1地先から
同郡同村同
大字同字75
40番1地先
まで

東臼杵郡諸
塚村大字家
代字尾水流
112番1地
先から同郡
同村同大字
同字112番
1地先まで

宮崎県告示第1002号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月20日から平成20年1月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字栲尾 6923番3地 先から同郡 同村同大字 同字6924番 3地先まで	平成19年12月20日
			東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字大滝 ノ元7445番 1地先から 同郡同村同 大字同字74 45番1地先 まで	

宮崎県告示第1004号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成19年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 19-10	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武 寛	小林市大字真方字 海蔵 396番10	6.04 ～6. 39 (有 効幅 員 6.04 ～6. 29)	66.66	平成19 年11月 7日

宮崎県告示第1003号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月20日から平成20年1月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字大滝 ノ元7441番 3地先から	平成19年12月20日

宮崎県告示第1005号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第115号）第69条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる県営住宅の駐車場の使用料を同表の下欄のとおり定め、平成19年1月1日から施行する。

平成十九年十二月二十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

県営住宅の名称	県営住宅の場所	使 用 料

監査法人 島田監査	宮崎県芳野町三川	11' 〇11〇E
-----------	----------	-----------

※使用料は、自動車 1 台当たり 1 日 1 万 5 千 円 の使用料とする。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成19年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年12月7日	特定非営利活動法人 三股福祉作業所	上石 正昭	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4573番地	この法人は、学齢期を過ぎても就職先がなく、例え就職したとしても、事情によって途中で離職して自宅待機の日々を送っている知的障害者等への就労支援、並びに生活自立への支援を行なうことを通して、個々の利用者の自己実現に寄与することを目的とする。

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の16第1項の規定により、第一種市街地再開発事業の施行に係る事業計画の変更について認可したので、同法第7条の16第2項において準用する同法第7条の15第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
橋通西3丁目地区第一種市街地再開発事業個人施行者
- 2 事業施行期間
平成19年3月26日から平成21年3月31日まで
- 3 施行地区
宮崎市橋通西3丁目36番、37番、38番、40番1、40番2、40番3、40番4、40番5、40番6、41番、42番、42番1、42番2、43番1、43番2、36番地先、40番6地先
- 4 第一種市街地再開発事業の名称
橋通西3丁目地区第一種市街地再開発事業
- 5 事務所の所在地
宮崎市橋通西3丁目10番24号 株式会社日高時計本店内
- 6 施行認可の年月日

平成19年3月14日

7 変更の内容

事業施行期間

平成19年3月26日から平成22年3月31日まで

8 事業計画の変更の認可の年月日

平成19年12月6日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成19年12月2日現在次のとおりである。

平成19年12月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	18,813人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	223,440人

宮崎県選挙管理委員会告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成19年12月2日現在次のとおりである。

平成19年12月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

宮崎市選挙区	99,056人
都城市選挙区	46,366人
延岡市選挙区	36,671人
日南市（南那珂郡南郷町及び北郷町の区域を含む。）選挙区	16,815人
小林市選挙区	11,322人
日向市選挙区	17,274人
串間市選挙区	6,219人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区	9,755人
えびの市選挙区	6,528人
宮崎郡選挙区	7,382人
北諸県郡選挙区	6,479人
西諸県郡選挙区	5,449人
東諸県郡選挙区	8,144人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	20,473人
東臼杵郡選挙区	8,801人
西臼杵郡選挙区	6,818人

宮崎県選挙管理委員会告示第101号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項に規定する宮崎海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、

平成19年12月5日現在次のとおりである。

平成19年12月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二
選挙権を有する者の総数の3分の1の数 2,248人

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第80号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

なお、この宮崎海区漁業調整委員会指示は、平成22年12月31日をもって効力を失う。

平成19年12月20日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

宮崎県児湯郡川南町及び高鍋町地先海面において、次のとおりまき餌の使用を禁止する。

一 禁止区域

児湯郡都農町・川南町界陸岸から 117度の線と、児湯郡高鍋町・新富町界陸岸から 117度の線とによって囲まれた海域。

ただし、児湯郡高鍋町・新富町界陸岸から 117度の線と児湯郡高鍋町大字北高鍋3485番地の日本電信電話株式会社の鉄塔と、高鍋町大字上江字飯長寺の金比羅山頂を見通す線とによって囲まれた水深30メートル以浅の海域は除く。

二 禁止期間

平成20年 1 月 1 日から平成22年12月31日まで